

## 1. 検討経緯

ハッ場ダム建設事業については、平成22年9月28日に国土交通大臣から関東地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

関東地方整備局では、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）」に基づき、ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成22年9月27日に設置し、平成22年10月1日に同幹事会（以下「幹事会」という。）を開催し、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、表1-2-2に示すとおり計8回の幹事会を開催し、平成23年9月13日に第1回検討の場と第9回幹事会を合同に開催し、ハッ場ダム建設事業における洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の3つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行ったところである。

# ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討の経緯

[平成24年度政府予算案に反映できるよう、今年の秋までに検証の結論を得ることを目標とする。]

○ 規約、今後の検討の進め方について ……第1回幹事会 (H22. 10. 1)

○ 事業等の点検  
 ・過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検 ……第2回幹事会 (H22. 11. 11)、第8回幹事会 (H23. 8. 29)  
 ・総事業費、工期 ……第3回幹事会 (H23. 1. 14)、第8回幹事会 (H23. 8. 29)  
 ・堆砂計画 ……第8回幹事会 (H23. 8. 29)

○ 複数の治水対策案を立案 ……第4回幹事会 (H23. 2. 7)  
 (1) 複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する ……第6回幹事会 (H23. 6. 29)  
 (2) 複数の治水対策案を立案する  
 ・複数の対策案の一つは、ハッ場ダムを含む案とする ……第7回幹事会 (H23. 7. 19)  
 ・その他に、ハッ場ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成する ……第8回幹事会 (H23. 8. 29)  
 (3) 各治水対策案は、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く検討する。治水対策案は26項目の方策を組み合わせて立案する ……第8回幹事会 (H23. 8. 29)

○ 概略評価による治水対策案の抽出 ……第8回幹事会 (H23. 8. 29)

○ 治水対策案を評価軸ごとに評価 ……第8回幹事会 (H23. 8. 29)  
 (1) 治水対策案を環境への影響等の7項目の評価軸ごとに評価する  
 (2) 評価に当たっては、現状における施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として検討を行う  
 ・コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする  
 ・ダム中止に伴って発生するコストや社会的影響等も含めて検討する

○ 目的別の総合評価（洪水調節） ……第1回検討の場、第9回幹事会 (H23. 9. 13)

○ 利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思・必要な開発量の確認  
 ・H22. 10. 12 知事あて照会 (H22. 10. 27までに回答)

○ 利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請 } H22. 11. 9知事あて要請  
 ○ 利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請 }

○ 検討主体において、必要量の算出が妥当に行われているか確認 ……第2回幹事会 (H22. 11. 11)

○ 検討主体として、利水参画者の代替案の妥当性を、可能な範囲で確認 ……第5回幹事会 (H23. 5. 24)

○ 検討主体は、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討 ……第4回幹事会 (H23. 2. 7)  
 ……第5回幹事会 (H23. 5. 24)  
 ・利水代替案は17項目の方策を参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する

○ 概略検討により、利水対策案（代替案又は代替案の組合せにより立案）を抽出 ……第5回幹事会 (H23. 5. 24)

○ 利水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取 ……H23. 6. 28 知事あて照会

○ 利水対策案を評価軸ごとに検討 ……第8回幹事会 (H23. 8. 29)  
 (1) 利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、6項目の評価軸で評価する

○ 目的別の総合評価（新規利水） ……第1回検討の場、第9回幹事会 (H23. 9. 13)

○ 流水の正常な機能の維持の観点からの検討  
 ……第8回幹事会 (H23. 8. 29)

○ 目的別の総合評価  
 ……第1回検討の場、第9回幹事会 (H23. 9. 13)

○ ハッ場ダム建設事業の総合的な評価 ……第1回検討の場、第9回幹事会 (H23. 9. 13)

○ ハッ場ダム建設事業の対応方針の原案を作成【※】

○ 関東地方整備局事業評価監視委員会【※】

○ ハッ場ダム建設事業の対応方針（案）の決定【※】

○ 本省への検討結果報告【※】

<再評価の実施手順>

※ 主要な段階でパブリックコメントを行い、幅広く意見を募集する【※】

※ 学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く【※】

【※】…今後実施予定

## 1.1 検証に係る検討手順

八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討（以下「八ッ場ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については2.に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については3.示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は4.1に示すとおりである。

次に、八ッ場ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、評価軸ごとの評価、利水等の観点からの検討及び目的別の総合評価の検討を行い、最終的に、検証対象ダムの総合的な評価を行った。これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

### 1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第4に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

#### ①複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の1つは、八ッ場ダムを含む案として、その他に八ッ場ダムを含まない方法による治水対策案を立案し、概略評価による治水対策案の抽出を行った（その結果等は4.2.1～4.2.4に示すとおりである）。

#### ②評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した5案の治水対策案について、7つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は4.2.5及び4.5.1に示すとおりである）。

### 1.1.2 新規利水

治水（洪水調節）と同様に検証要領細目第4に基づき、新規利水の観点から検討を行った。

#### ①利水参画者に対する確認・要請

利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思及び必要な開発量の確認を平成22年10月12日付公文書にて行い、次いで、利水参画者において水需給計画の点検・確認及び利水参画者に対し代替案が考えられないか検討するよう要請を平成22年11月9日付公文書にて行い、利水参画者から回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した（その結果等は4.3.1及び4.3.2に示すとおりである）。

#### ②複数の利水対策案の立案、概略検討による利水対策案の抽出

ダム事業者や水利使用許可者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討を行った後、概略評価により、利水対策案（代替案又は代替案の組合せにより立案する。）の抽出を行った（その結果等は4.3.3.1及び4.3.3.2に示すとおりである）。

#### ③複数の利水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取

概略検討により抽出した5案の利水対策案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を平成23年6月28日付公文書にて行い、利水参画者から回答を得た（その結果等は4.3.3.3に示すとおりである）。

#### ④評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した5案の治水対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は4.3.3.4及び4.5.2に示すとおりである）。

### 1.1.3 流水の正常な機能の維持

新規利水と同様に検証要領細目第4に基づき、流水の正常な機能の維持の観点から検討を行った。

#### ①複数の利水対策案（流水の正常な機能の維持）の立案、概略評価による利水対策案の抽出

流水の正常な機能の維持の観点から、八ッ場ダムに関する基本計画（以下「基本計画」という。）で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、概略評価により6案の抽出を行った（その結果等は4.4.3及び4.4.4に示すとおりである）。

#### ②評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した6案の対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は4.4.5及び4.5.3に示すとおりである）。

### 1.1.4 総合的な評価

各目的別の検討を踏まえて、八ッ場ダムに関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.6に示すとおりである。

### 1.1.5 費用対効果分析

費用対効果分析については、洪水調節に関する便益の算定にあたっては、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。また、流水の正常な機能の維持に関する便益の算定にあたっては、仮想的市場評価法により算定を行った（その結果等は5.に示すとおりである）。

## 1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

## 1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

ハッ場ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成22年9月27日に設置し、平成23年9月13日までに検討の場を1回、幹事会を9回開催した（その結果等は6.1に示すとおりである）。

表 1-2-1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	茨城県知事 栃木県知事 群馬県知事 埼玉県知事 千葉県知事 東京都知事 古河市長 足利市長 館林市長 藤岡市長 長野原町長 東吾妻町長 加須市長 野田市長 江戸川区長	茨城県 企画部長 茨城県 土木部長 栃木県 県土整備部長 群馬県 企画部長 群馬県 県土整備部長 埼玉県 企画財政部長 埼玉県 県土整備部長 埼玉県 企業局長 千葉県 総合企画部長 千葉県 県土整備部長 東京都 都市整備局長 東京都 建設局長 東京都 水道局長
検討主体	関東地方整備局長	関東地方整備局河川部長

表 1-2-2 検討の場実施経緯

(平成 23 年 9 月 13 日現在)

月 日	実 施 内 容	
平成 22 年 9 月 27 日	検討の場を設立	・「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に基づき設立
9 月 28 日	ダム事業の検証に係る検討指示	・国土交通大臣から関東地方整備局長に指示
10 月 1 日	第 1 回幹事会	・規約について ・今後の検討の進め方について
11 月 11 日	第 2 回幹事会	・検証に係る検討の今後の予定 ・雨量データ及び流量データの点検の進め方 ・基本高水の検証の進め方 ・利水参画継続の意思及び開発量について
平成 23 年 1 月 14 日	第 3 回幹事会	・総事業費・工期の点検(中間報告) ・利根川水系の八斗島地点における基本高水の検証(中間報告)
2 月 7 日	第 4 回幹事会	・複数の治水対策案・利水対策案の立案について(報告) ・利根川水系八斗島地点における基本高水検証の検討状況について(報告)
5 月 24 日	第 5 回幹事会	・検証に係る検討の今後の予定 ・利水参画者の必要な開発量の確認結果(案) ・利水参画者に対する代替案の検討要請の結果(案) ・概略検討による利水対策案について(案)
6 月 29 日	第 6 回幹事会	・利根川水系の基準地点八斗島上流における新たな流出計算モデルの構築(案)について ・八ッ場ダム検証における河川整備計画相当の目標流量について
7 月 19 日	第 7 回幹事会	・複数の治水対策案のうち八ッ場ダムを含む案について
8 月 29 日	第 8 回幹事会	・事業等の点検結果 ・治水対策案を評価軸ごとに評価 ・利水対策案を評価軸ごとに評価 ・流水の正常な機能の維持の対策案を評価軸ごとに評価
9 月 13 日	検討の場(第 1 回) 第 9 回幹事会	・八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討の経緯 ・八ッ場ダム建設事業の目的別の総合評価(案) ・八ッ場ダム建設事業の総合的な評価(案) ・意見聴取等の進め方

### 1.2.2 パブリックコメント

今後、パブリックコメントを実施し、その経緯について記述する予定。

### 1.2.3 意見聴取

今後、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

### 1.2.4 事業評価

今後、関東地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の審議を経て、その経緯について記述する予定。

### 1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・ 検討の場及び幹事会、パブリックコメントの実施について、全て、事前に報道機関に記者発表するとともに、関東地方整備局ホームページで公表した。
- ・ 検討の場及び幹事会は、原則として報道機関に公開及び傍聴希望者には中継映像により公開するとともに、関係資料、議事録を速やかに公表するよう努めた。